

「河川環境の評価手法に関する専門委員会」規約（案）

（設置）

第1条 「河川環境の評価手法に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）は、「河川事業の評価手法に関する研究会」（以下「研究会」という。）規約第5条1項の規定に基づき設置される専門委員会として位置づけられるものとする。

（目的）

第2条 専門委員会は、河川事業に係る事業評価手法のより一層の適正化を図るため、河川環境に係る事業評価手法に関する事項について調査審議し、その結果を適宜研究会に報告する。

（委員、座長）

第3条 委員は、学識経験がある者から、水管理・国土保全局長が任命する。

- 2 専門委員会には座長を置き、研究会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。
- 3 座長は、議長として専門委員会の議事を整理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、専門委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（資料、議事概要）

第4条 専門委員会配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 専門委員会における議事概要については、あらかじめ委員に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第5条 専門委員会の事務局は、水管理・国土保全局河川環境課に置く。

- 2 事務局は、専門委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。